

令04原機(峠)164
令和5年3月28日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター

核燃料物質加工施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請します。

核燃料物質加工施設保安規定の変更の内容及び理由

I. 変更の内容

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設保安規定の一部を別添「新旧対照表」のとおり変更する。

II. 変更の理由

1. 施設管理の実施に必要な事項の明確化及び保全活動の実績を踏まえた変更を行うため。
 - 1) 品質マネジメント活動のプロセスの一部として実施している施設管理の有効性評価の明確化を図るため。
 - 2) 施設管理に必要な文書として個々に策定しているものを一つの文書に整理して効率的な運用を図るため。
 - 3) 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）で用いられている用語と整合を図るため。
2. 管理区域内において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）の取扱いを行う職位に廃止措置推進課長及び安全管理課長を追加して円滑な業務運営を図るため。
3. 放射線業務従事者に係る外部被ばく線量の測定について、公益財団法人日本適合性認定協会による ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託することから、当該測定に用いる放射線測定機器の管理を変更するため。
4. 管理区域外において、管理区域を設定する必要が生じるおそれがあると認めた場合において一時管理区域を設定すること等を明確にし、一時管理区域に関する条文の充実を図るため。
5. センターの品質マネジメントシステム文書（二次文書）の識別をより確実にするために文書番号の付番を統一するため。
6. その他記載の適正化を図るため。

III. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

核燃料物質加工施設保安規定

新 旧 対 照 表

令和5年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前	変更後	変更理由
<p>第1章 第1条～第3条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 機構(センターを除く。)において加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 所長は、加工施設において従業員以外の者に加工施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結等に当たって、この規定を遵守させる措置を講じる。</p> <p>3 センターにおいて加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施設管理課長は、加工施設の<u>運転・保守に係る業務</u>(安全管理課長の所掌する業務を除く。)、加工施設の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務(廃止措置推進課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。)、放射性廃棄物の保管に係る業務(放射性廃棄物でない廃棄物の管理を含む。)、核燃料物質の貯蔵に係る業務、許認可申請に関する全体工程管理に係る業務、他の濃縮施設を設置している加工事業者との技術情報の共有の事務に係る業務及び廃止措置・技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(6) 廃止措置推進課長は、滞留ウラン除去設備及び分析設備の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務並びに加工施設の解体及び核燃料物質による汚染の除去に係る業務を行う。</p> <p>(7)～(8) (略)</p>	<p>第1章 第1条～第3条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務</p> <p>第4条 (変更なし)</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 機構(センターを除く。)において加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (変更なし)</p> <p>2 所長は、加工施設において従業員以外の者に加工施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結等に当たって、この規定を遵守させる措置を講じる。</p> <p>3 センターにおいて加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (変更なし)</p> <p>(5) 施設管理課長は、加工施設の<u>運転管理及び施設管理に係る業務</u>(安全管理課長の所掌する業務を除く。)、加工施設の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務(廃止措置推進課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。)、放射性廃棄物の保管に係る業務、<u>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の管理に係る業務</u>(廃止措置推進課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。)、核燃料物質の貯蔵に係る業務、許認可申請に関する全体工程管理に係る業務、他の濃縮施設を設置している加工事業者との技術情報の共有の事務に係る業務及び廃止措置・技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(6) 廃止措置推進課長は、滞留ウラン除去設備及び分析設備の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務、<u>加工施設の解体及び核燃料物質による汚染の除去に係る業務及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る業務</u>(施設管理課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。)を行う。</p> <p>(7)～(8) (変更なし)</p>	<p>・変更の理由1 加工規則で用いられている用語(施設管理)と整合を図る。</p> <p>・変更の理由2 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いを行う職位に廃止措置推進課長を追加して円滑な業務運営を図る。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る(放射性廃棄物でない廃棄物の定義を第44条から移動するとともに、表記の見直しを図る。)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(9) 安全管理課長は、加工施設及び従業員等に<u>係る</u>放射線管理（環境放射線モニタリングを含む。）及び安全管理に係る業務（放射線管理設備（エリア用HFモニタを除く。）の運転・保守を含む。）、エリア用HFモニタの操作停止に関する恒久的な措置に係る業務、加工施設の保安に関する品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務並びに安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務を行う。</p> <p>(10)～(11) (略)</p> <p>4 前項第2号から第4号までの職位の副所長及び廃止措置・技術開発部長を総称して、以下「統括者」という。</p> <p>第6条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 核燃料取扱主任者</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第8条 核燃料取扱主任者は、加工施設の核燃料物質等の取扱いに関して、保安のため次の各号に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 必要と認めた場合は、理事長又はセンター担当理事に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 必要と認めた場合は、各職位に対して指示・勧告又は助言する。</p> <p>(3) 必要と認めた場合は、加工施設で業務を行う者に対して指示する。</p> <p>(4) 法令に基づく申請・報告を審査する。</p> <p>(5) この規定に係る記録の確認を行う。</p> <p>(6) 廃止措置の実施計画、貯蔵計画等、その他保安上重要な計画等の作成及び改訂に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(7) 保安教育訓練の年間計画の作成及び改訂に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(8) <u>人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書</u>（以下「品質マネジメント計画書」という。）、加工施設の保安に係る規則及び要領書の制定・改廃に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(9) 加工施設の保安に係るセンター共通安全作業基準、各種作業マニュアルの制定・改廃に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(10) この規定の改定に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(11) 安全審査委員会における審議結果について審査する。</p> <p>(12) その他加工施設の保安の監督のための職務を行う。</p>	<p>(9) 安全管理課長は、加工施設及び従業員等に<u>関する</u>放射線管理（環境放射線モニタリングを含む。）及び安全管理に係る業務（放射線管理設備（エリア用HFモニタを除く。）の運転管理及び施設管理を含む。）、エリア用HFモニタの操作停止に関する恒久的な措置に係る業務、<u>放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る業務（施設管理課長及び廃止措置推進課長の所掌する業務を除く。）、</u>加工施設の保安に関する品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務並びに安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務を行う。</p> <p>(10)～(11) (変更なし)</p> <p>4 前項第2号から第4号までの職位の副所長及び廃止措置・技術開発部長を総称して、以下「統括者」という。</p> <p>第6条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第2節 核燃料取扱主任者</p> <p>第7条 (変更なし)</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第8条 核燃料取扱主任者は、加工施設の核燃料物質等の取扱いに関して、保安のため次の各号に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 必要と認めた場合は、理事長又はセンター担当理事に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 必要と認めた場合は、各職位に対して指示・勧告又は助言する。</p> <p>(3) 必要と認めた場合は、加工施設で業務を行う者に対して指示する。</p> <p>(4) 法令に基づく申請・報告を審査する。</p> <p>(5) この規定に係る記録の確認を行う。</p> <p>(6) 廃止措置の実施計画、貯蔵計画等、その他保安上重要な計画等の作成及び改訂に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(7) 保安教育訓練の年間計画の作成及び改訂に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(8) 核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書（以下「品質マネジメント計画書」という。）、加工施設の保安に係る規則及び要領書の制定・改廃に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(9) 加工施設の保安に係るセンター共通安全作業基準、各種作業マニュアルの制定・改廃に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(10) この規定の改定に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(11) 安全審査委員会における審議結果について審査する。</p> <p>(12) その他加工施設の保安の監督のための職務を行う。</p>	<p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由1 加工規則で用いられている用語（施設管理）と整合を図る。</p> <p>・変更の理由2 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いを行う職位に安全管理課長を追加して円滑な業務運営を図る。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（文書名と整合を図る。）。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>第9条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 委員会</p> <p>第10条～第13条 (略)</p> <p>(事業者検査の独立性の確保等)</p> <p>第14条 独立検査委員会は、検査の独立性の確保の観点から、前条第4項で指名された事業者検査責任者及び検査員の中から、検査対象となる設備等の運転・保守管理に関与しない者を選定して検査を実施する。</p> <p>2 各職位は、独立検査委員会の運営に不当な圧力や影響を与えないようにする。</p> <p>3 事業者検査に関係する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに機構の使命を念頭に、法令や社会との約束を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 従業員等以外の者に対する保安措置</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第3章 第16条～第6章 第38条 (略)</p>	<p>第9条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第3節 委員会</p> <p>第10条～第13条 (変更なし)</p> <p>(事業者検査の独立性の確保等)</p> <p>第14条 独立検査委員会は、検査の独立性の確保の観点から、前条第4項で指名された事業者検査責任者及び検査員の中から、検査対象となる設備等の運転管理又は施設管理に関与しない者を選定して検査を実施する。</p> <p>2 各職位は、独立検査委員会の運営に不当な圧力や影響を与えないようにする。</p> <p>3 事業者検査に関係する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに機構の使命を念頭に、法令や社会との約束を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 従業員等以外の者に対する保安措置</p> <p>第15条 (変更なし)</p> <p>第3章 第16条～第6章 第38条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由1 加工規則で用いられている用語と(施設管理)整合を図る。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る(表記の見直しを図る。)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第7章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第39条～第43条 (略)</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第44条 廃止措置・技術開発部長は、管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 第2種管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2) 第1種管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。なお、汚染された資材等について汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位についても同様に念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>(3) 第2種管理区域において使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(4) 第1種管理区域において使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以降に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われたことを確認する。</p> <p>(5) 前各号の資材等及び物品について管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第39条～第43条 (変更なし)</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第44条 施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長は、管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、放射性廃棄物でない廃棄物として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認して当該統括者の承認を得る。</p> <p>(1) 第2種管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2) 第1種管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。なお、汚染された資材等について汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位についても同様に念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>(3) 第2種管理区域において使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(4) 第1種管理区域において使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以降に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われたことを確認する。</p> <p>2 施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長は、前項の資材等及び物品について管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置を講じる。</p>	<p>変更の理由2 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いを行う職位に廃止措置推進課長及び安全管理課長を追加し、放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いを行う者、判定者（承認者）を明確にすることで円滑な業務運営を図る。</p> <p>変更の理由6 記載の適正化を図る（放射性廃棄物でない廃棄物の定義を第5条に移動する。また、号番号を項番号に変更するとともに、表記の見直しを図る。）。</p>

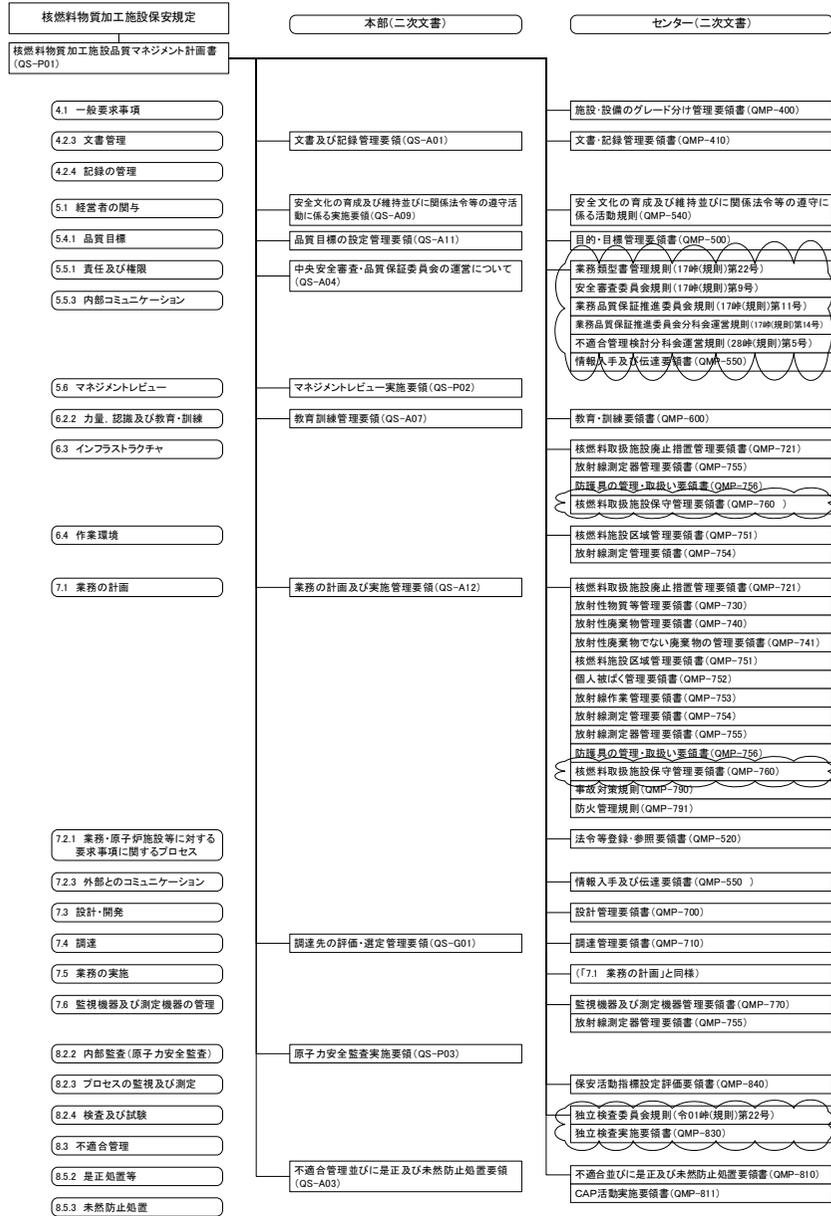
変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第 8 章 放射線管理 第 1 節 区域管理</p> <p>第 4 5 条 (略)</p> <p>(一時管理区域)</p> <p>第 4 6 条 廃止措置・技術開発部長は、管理区域外において、法令に定める管理区域の設定に係る値を超え、又は超えるおそれが発生した場合は、その区域が正常な状態に復帰するまでの間、一時管理区域に設定し、従業員等に周知する。</p> <p><u>2</u> 廃止措置・技術開発部長は、一時管理区域の設定及び解除を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者及び安全管理課長と協議する。</p> <p><u>3</u> 廃止措置・技術開発部長は、前項に基づき一時管理区域の設定及び解除を行った場合は、所長に報告する。</p> <p><u>4</u> 一時管理区域の管理は、管理区域に関する規定を準用する。</p> <p>第 4 7 条～第 5 3 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 被ばく管理</p> <p>第 5 4 条～第 6 1 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 線量当量等の測定</p> <p>第 6 2 条～第 6 5 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 物品移動の管理</p> <p>第 6 6 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 放射線管理 第 1 節 区域管理</p> <p>第 4 5 条 (変更なし)</p> <p>(一時管理区域)</p> <p>第 4 6 条 廃止措置・技術開発部長は、管理区域外において、法令に定める管理区域の設定に係る値を超え、又は超えるおそれがある場合は、その区域が正常な状態に復帰するまでの間、一時管理区域に設定し、従業員等に周知する。</p> <p><u>2</u> 廃止措置・技術開発部長は一時管理区域の出入口その他の必要な箇所に標識を設置し、縄張り等を施して区画する。</p> <p><u>3</u> 廃止措置・技術開発部長は、一時管理区域の設定及び解除を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者及び安全管理課長と協議する。</p> <p><u>4</u> 廃止措置・技術開発部長は、前項に基づき一時管理区域の設定及び解除を行った場合は、所長に報告する。</p> <p><u>5</u> 一時管理区域の管理は、管理区域に関する規定を準用する。</p> <p>第 4 7 条～第 5 3 条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 被ばく管理</p> <p>第 5 4 条～第 6 1 条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 線量当量等の測定</p> <p>第 6 2 条～第 6 5 条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 物品移動の管理</p> <p>第 6 6 条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由 4 管理区域を設定する必要があるとおそれがあると認めた場合において一時管理区域を設定すること等を明確にする。</p> <p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（項番号を繰下げる。）。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第9章 保守管理 第1節 施設管理</p> <p>第67条 (略)</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第68条 施設管理課長及び安全管理課長は、第17表に定める性能維持施設について、前条の施設管理目標を達成するため、次の各号に掲げる施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び時期に関すること。</p> <p>(2) 加工施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 加工施設の巡視（加工施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 加工施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期（加工施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（廃止措置計画の認可を受けたものを除く。））に関すること。</p> <p>(5) 加工施設の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 加工施設の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 加工施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の施設管理実施計画に定める事項のうち、「加工施設の工事の方法及び時期に関する事項」及び「加工施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項」について、設備・機器単位で整理した表（以下「設備保全整理表」という。）を策定する。</u></p> <p><u>3 施設管理課長及び安全管理課長は、第一項の施設管理実施計画に定める事項のうち、加工施設の検査の方法に関する事項について、加工技術基準規則の条項単位で整理した表（以下「検査要否整理表」という。）を策定する。</u></p> <p><u>4 施設管理課長及び安全管理課長は、前三項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、核燃料取扱主任者の同意及び当該統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>5 施設管理課長及び安全管理課長は、加工施設の操作を相当期間停止する場合その他加工施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該加工施設の状態に応じて、加工規則第7条の4第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">第9章 施設管理 （削る）</p> <p>第67条 (変更なし)</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第68条 施設管理課長及び安全管理課長は、第17表に定める性能維持施設について、前条の施設管理目標を達成するため、次の各号に掲げる施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 加工施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 加工施設の巡視（加工施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 加工施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期（加工施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（廃止措置計画の認可を受けたものを除く。））に関すること。</p> <p>(5) 加工施設の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 加工施設の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 加工施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>2 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の施設管理実施計画について、核燃料取扱主任者の同意及び当該統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>3 施設管理課長及び安全管理課長は、加工施設の操作を相当期間停止する場合その他加工施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該加工施設の状態に応じて、加工規則第7条の4第1項第7号の規定に基づき、特別な施設管理実施計画を定める。</u></p>	<p>・変更の理由1 加工規則で用いられている用語と（施設管理）整合を図る。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（節題目を削る。）。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る（条見出しの変更、項番号の繰上げ及び表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由1 加工規則で用いられている用語と（施設管理実施計画の始期及び期間）整合を図る。</p> <p>・変更の理由1 施設管理に必要な文書として個々に策定しているもの（施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表）を一つの文書（施設管理実施計画）に整理して効率的な運用を図る。また、設備保全整理表及び検査要否整理表は第2号及び第4号と重複しているため表記を削除する。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(保全活動の実施)</p> <p>第69条 施設管理課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を行う。</p> <p>第70条 (略)</p> <p>第71条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2節 定期事業者検査</u></p> <p>第72条～第74条 (略)</p>	<p>(保全活動の実施)</p> <p>第69条 施設管理課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を行う。</p> <p>第70条 (変更なし)</p> <p>(施設管理の有効性評価及び改善)</p> <p><u>第70条の2 所長は、前条の保全活動の有効性評価の結果、第67条の施設管理目標の達成状況等から定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、必要と認める場合には改善を行う。</u></p> <p>第71条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削る)</u></p> <p>第72条～第74条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由1 施設管理に必要な文書として個々に策定しているもの(施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表)を一つの文書(施設管理実施計画)に整理して効率的な運用を図る。</p> <p>・変更の理由1 施設管理の有効性評価に関する事項を明確にする。</p> <p>・変更の理由6 記載の適正化を図る(節題目を削る。)</p>

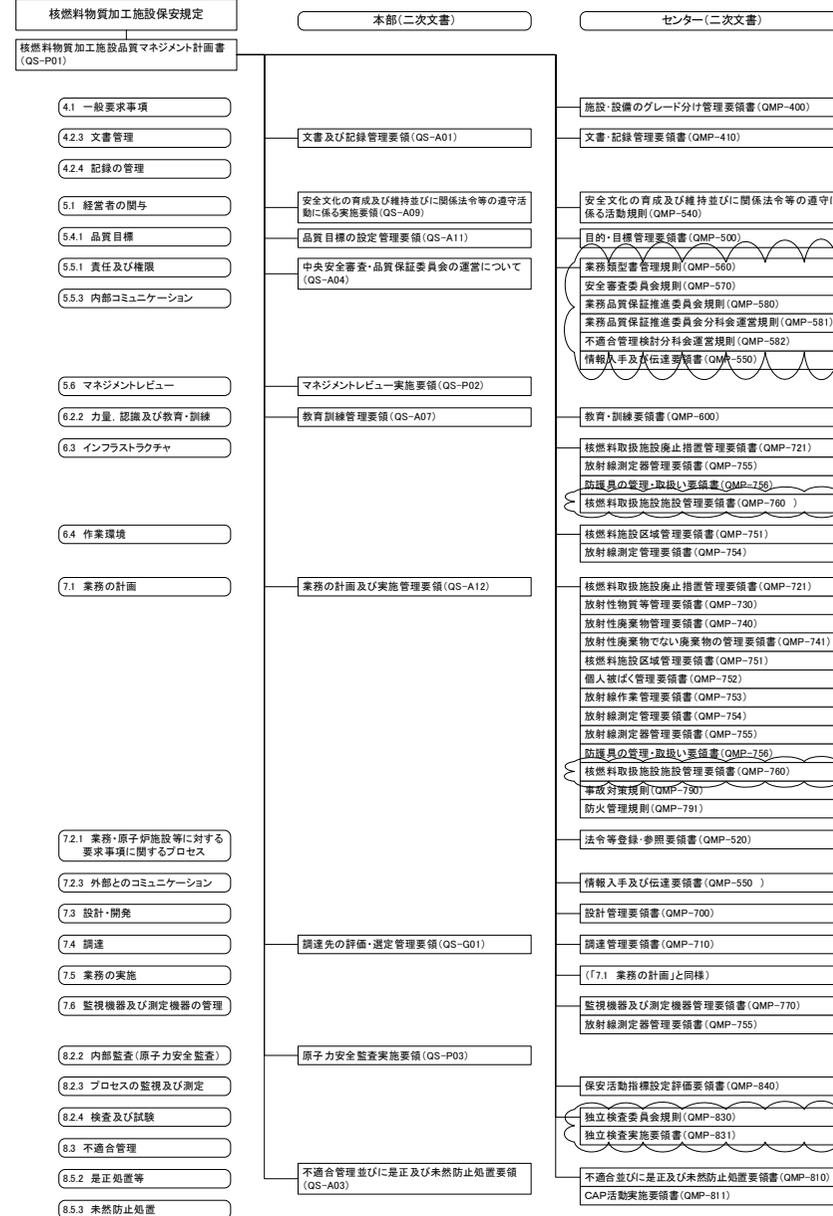
変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第3節 保守及び改造</p> <p>(保守及び改造作業の実施)</p> <p>第75条 施設管理課長及び安全管理課長は、各々の職務において保守及び改造作業を実施するに当たっては、必要に応じて関係課長と協議する。</p> <p>2 前項の保守及び改造作業を行う課長は、前項の保守及び改造作業のうち保安上重要と判断する作業を実施する場合は、当該課長を統括する統括者及び核燃料取扱主任者の同意を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3 <u>前二項の規定にかかわらず</u>、第1項の保守及び改造作業を行う課長は、あらかじめ許認可申請に関する手続の必要性について確認を行う。</p> <p>(保守及び改造作業実施後の措置)</p> <p>第76条 前条第1項の保守及び改造作業を行った課長は、保守及び改造作業が終了した場合は、当該施設の点検又は性能試験を行い、正常に機能することを確認し、関係課長に通知する。</p> <p>2 前条第1項の保守及び改造作業を行った課長は、前条第2項で所長の承認を得た保守及び改造作業の結果について、当該課長を統括する統括者、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>3 施設管理課長及び安全管理課長は、各々の職務において保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報のうち、他の濃縮施設を設置している加工事業者と共有が必要な技術情報について、当該課長を統括する統括者及び所長へ報告する。</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けた場合は、当該技術情報を他の濃縮施設を設置している加工事業者と共有する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 使用前事業者検査</p> <p>第77条～第79条 (略)</p> <p>第10章 第80条～第14章 第93条 (略)</p> <p>第1図～第3図 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>(保守及び改造作業の実施)</p> <p>第75条 施設管理課長及び安全管理課長は、各々の職務において保守及び改造作業を実施するに当たっては、必要に応じて関係課長と協議する。</p> <p>2 前項の保守及び改造作業を行う課長は、前項の保守及び改造作業のうち保安上重要と判断する作業を実施する場合は、当該課長を統括する統括者及び核燃料取扱主任者の同意を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3 第1項の保守及び改造作業を行う課長は、あらかじめ許認可申請に関する手続の必要性について確認を行う。</p> <p>(保守及び改造作業実施後の措置)</p> <p>第76条 前条第1項の保守及び改造作業を行った課長は、保守及び改造作業が終了した場合は、当該施設の点検又は性能試験を行い、正常に機能することを確認し、関係課長に通知する。</p> <p>2 前条第1項の保守及び改造作業を行った課長は、前条第2項で所長の承認を得た保守及び改造作業の結果について、当該課長を統括する統括者、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>3 施設管理課長及び安全管理課長は、各々の職務において点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報のうち、他の濃縮施設を設置している加工事業者と共有が必要な技術情報について、当該課長を統括する統括者及び所長へ報告する。</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けた場合は、当該技術情報を他の濃縮施設を設置している加工事業者と共有する。</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>第77条～第79条 (変更なし)</p> <p>第10章 第80条～第14章 第93条 (変更なし)</p> <p>第1図～第3図 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（節題目を削る。）。</p> <p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由 6 記載の適正化を図る（節題目を削る。）。</p>

変更前



第4図 品質マネジメントシステム文書体系

変更後



第4図 品質マネジメントシステム文書体系

変更理由

- ・変更の理由 1
加工規則で用いられている用語（施設管理）と整合を図る。
- ・変更の理由 5
センターの二次文書の識別をより確実にするために文書番号の付番を統一する。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更理由
<p>第5図～第7図 (略)</p> <p>第1表～第5表 (略)</p>	<p>第5図～第7図 (変更なし)</p> <p>第1表～第5表 (変更なし)</p>	

変更前

第6表 核燃料物質の最大貯蔵量（第37条関係）

貯蔵場所	最大貯蔵量	核燃料物質の状態	核燃料物質の種類	備考
付属棟 第1貯蔵庫	6 ton-U	気体及び 固体のUF ₆	回収ウラン系濃縮ウラン 注1)	・ANSI規格 30B ・ハンドリン グ用シリン ダ ・滞留ウラン 回収容器
	136 ton-U	同上	天然ウラン 回収ウラン系劣化ウラン 注2) 天然ウラン系劣化ウラン	・ANSI規格 48Y
第2貯蔵庫	1, 123 ton-U	同上	天然ウラン系劣化ウラン	・ANSI規格 48Y
第3貯蔵庫	1, 059 ton-U	同上	回収ウラン系劣化ウラン 注2) 天然ウラン系劣化ウラン	・ANSI規格 48Y

注1) 回収ウランの濃縮により発生した濃縮ウラン(以下「回収ウラン系濃縮ウラン」という。)

注2) 回収ウランの濃縮により発生した劣化ウラン(以下「回収ウラン系劣化ウラン」という。)

第7表～第15表 (略)

変更後

第6表 核燃料物質の最大貯蔵量（第37条関係）

貯蔵場所	最大貯蔵量	核燃料物質の状態	核燃料物質の種類	備考
第1貯蔵庫	6 ton-U	気体及び 固体のUF ₆	回収ウラン系濃縮ウラン 注1)	・ANSI規格 30B ・ハンドリン グ用シリン ダ ・滞留ウラン 回収容器
	136 ton-U	同上	天然ウラン 回収ウラン系劣化ウラン 注2) 天然ウラン系劣化ウラン	・ANSI規格 48Y
第2貯蔵庫	1, 123 ton-U	同上	天然ウラン系劣化ウラン	・ANSI規格 48Y
第3貯蔵庫	1, 059 ton-U	同上	回収ウラン系劣化ウラン 注2) 天然ウラン系劣化ウラン	・ANSI規格 48Y

注1) 回収ウランの濃縮により発生した濃縮ウラン(以下「回収ウラン系濃縮ウラン」という。)

注2) 回収ウランの濃縮により発生した劣化ウラン(以下「回収ウラン系劣化ウラン」という。)

第7表～第15表 (変更なし)

変更理由

・変更の理由6
記載の適正化を図る(表記の見直しを図る。)

変更前

第16表 放射線測定器等（第64条関係）

種類	機器名	数量	
放射線管理	排気監視	(1) 排気用αダストモニタ	3式
		(2) 排気用β(γ)ダストモニタ	2式
		(3) 排気用HFモニタ	2式
	排水監視	(1) 放射能測定装置	1台以上
	作業管理	(1) エリア用HFモニタ（排気系2）	1台
		(2) 手・足・衣服モニタ	2台
		(3) シンチレーション型サーベイメータ	10台以上
		(4) GM管式サーベイメータ	5台以上
		(5) 電離箱式サーベイメータ	4台以上
		(6) エアスニッフア検出端	51個
(7) 可搬型空気サンプラ		1台以上	
被ばく管理	(1) 線量計測定装置 ^{注)}	1台以上	
	(2) ポケット線量計	10本以上	
環境放射線(能)測定	(1) モニタリングポイント	1式	
	(2) モニタリング車	1式	
	(3) 可搬型空気サンプラ	1式	
	(4) 放射能測定装置	1式	
	(5) 気象観測設備	1式	
	(6) モニタリングポスト	2式	
	(7) モニタリングステーション	1式	

注) 管理区域、周辺監視区域及びセンター外における線量当量の測定にも用いる。

第17表～第18表 (略)

変更後

第16表 放射線測定器等（第64条関係）

種類	機器名	数量	
放射線管理	排気監視	(1) 排気用αダストモニタ	3式
		(2) 排気用β(γ)ダストモニタ	2式
		(3) 排気用HFモニタ	2式
	排水監視	(1) 放射能測定装置	1台以上
	作業管理	(1) エリア用HFモニタ（排気系2）	1台
		(2) 手・足・衣服モニタ	2台
		(3) シンチレーション型サーベイメータ	10台以上
		(4) GM管式サーベイメータ	5台以上
		(5) 電離箱式サーベイメータ	4台以上
		(6) エアスニッフア検出端	51個
(7) 可搬型空気サンプラ		1台以上	
被ばく管理	(1) 線量計測定装置 ^{注)}	1台以上	
	(2) ポケット線量計	10本以上	
環境放射線(能)測定	(1) モニタリングポイント	1式	
	(2) モニタリング車	1式	
	(3) 可搬型空気サンプラ	1式	
	(4) 放射能測定装置	1式	
	(5) 気象観測設備	1式	
	(6) モニタリングポスト	2式	
	(7) モニタリングステーション	1式	

注) 周辺監視区域及びセンター外における線量当量の測定にも用いる。

第17表～第18表 (変更なし)

変更理由

- ・変更の理由3
放射線業務従事者に係る外部被ばく線量の測定を外部機関に委託するため、当該測定に用いる放射線測定機器の管理を変更する。
- ・変更の理由6
記載の適正化を図る（表中の番号を繰り上げる。）。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前					変更後					変更理由	
第19表 保安教育訓練実施方針（第91条関連）					第19表 保安教育訓練実施方針（第91条関連）						
区分 保安教育訓練内容	実施時期 注2)	実施時間			放射線業務従事者以外の者	区分 保安教育訓練内容	実施時期 注2)	実施時間			放射線業務従事者以外の者
		放射線業務従事者		放射線業務従事者				放射線業務従事者		放射線業務従事者	
		運転・保守に係る業務に従事する者	その他の者					運転管理又は施設管理に係る業務に従事する者	その他の者		
(1) 関係法令、保安規定の遵守及び加工事業許可申請書並びに廃止措置計画認可申請書に関すること	原子炉等規制法等関係法令 保安規定 廃止措置計画認可申請書	年1回	1時間以上	1時間以上	0.5時間以上	年1回	1時間以上	1時間以上	0.5時間以上	・変更の理由1 加工規則で用いられている用語と（施設管理）整合を図る。 ・変更の理由6 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る。）。	
		変更時	0.5時間以上 （職務に応じて）			変更時	0.5時間以上 （職務に応じて）				
(2) 施設の構造、性能に関すること	施設、設備の概要 主要系統の機能・性能 運転管理 保守管理 運転訓練	年1回	1.5時間以上	0.5時間以上 （概要のみ）	0.5時間以上 （概要のみ）	年1回	1.5時間以上	0.5時間以上 （概要のみ）	0.5時間以上 （概要のみ）		
		変更時	0.5時間以上 （職務に応じて）			変更時	0.5時間以上 （職務に応じて）				
(3) 廃止措置に関すること	廃止措置の実施計画	年1回	0.5時間以上	0.5時間以上		年1回	0.5時間以上	0.5時間以上			
(4) 臨界に関すること	臨界管理	年1回	0.5時間以上	0.5時間以上		年1回	0.5時間以上	0.5時間以上			
(5) 放射線管理に関すること	放射線防護 放射線管理	年1回	0.5時間以上	0.5時間以上		年1回	0.5時間以上	0.5時間以上			
(6) 核燃料物質等及び放射性廃棄物の取扱いに関すること	核燃料物質等の管理 放射性廃棄物の管理	年1回	1時間以上	0.5時間以上		年1回	1時間以上	0.5時間以上			
(7) 非常の場合に講ずべき処置に関すること（訓練を含む）		年1回	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	年1回	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上		
(8) 品質マネジメントに関すること注3)		年1回	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	年1回	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上		
(9) その他、加工施設に係る保安教育に關し必要な事項		年1回	0.5時間以上 （職務に応じて）			年1回	0.5時間以上 （職務に応じて）				
ただし、役員については第91条第1項に基づくものとする。					ただし、役員については第91条第1項に基づくものとする。						
注1) 加工施設の運転・保守(放射線管理設備及び付帯設備を含む)に係る業務に従事する者又は核燃料物質等を直接取り扱う者					注1) 加工施設の運転管理又は施設管理(放射線管理設備及び付帯設備を含む)に係る業務に従事する者又は核燃料物質等を直接取り扱う者						
注2) 新規配属者には配属時に実施					注2) 新規配属者には配属時に実施						
注3) 従業員等に対して適用					注3) 従業員等に対して適用						

変更前	変更後	変更理由
<p>第20表～第21表 (略)</p>	<p>第20表～第21表 (変更なし)</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更理由
	<p><u>附則</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p>・附則の追加</p>